



災害時の医療救護活動等を万全に

～池田市医師会と災害協定を締結～

池田市は9日、災害に備えて、一般社団法人池田市医師会と「災害時の医療救護活動等に関する連携協定」を締結しました。

この協定では、災害対策基本法に定める災害と、国民保護法に定める武力攻撃災害に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める新型インフルエンザ等を災害として位置付け、医師会による医療救護活動等の対象とします。

経過

池田市医師会に救急災害対策委員会が設置されたことを受け、本市との災害協定締結へ向けた議論が交わされ、災害時の医療救護活動等について災害対策基本法に定める災害だけでなく、武力攻撃災害や、新型インフルエンザ等のまん延なども災害として位置づける旨の提案があり、本市にとつても有益な協定であることから、締結に至ったもの。



協定の概要

- 内容 医療救護班の編成による医療救護活動等
- 締結日 2月9日（金）
- 締結者

【池田市】

市長瀧澤智子（たきざわともこ）

【一般社団法人池田市医師会】

会長白水勝人（しろうずかつと）

問い合わせ 危機管理課 TEL072・754・6263